

日本の選挙制度の歴史

年号		出来事	概要	
1874	明治7年	板垣退助ら「民選議院設立建白書」を提出		自由民権運動
1881	明治14年	国会を開議する旨の勅諭		
1889	明治22年	大日本帝国憲法を公布 議院法、衆議院議員選挙法を公布	「満25歳以上、直接国税15円以上を納める男子」	
1890	明治23年	第1回衆議院議員総選挙の実施		
1900	明治33年	衆議院議員選挙法改正 治安警察法の公布	「満25歳以上、直接国税10円以上を納める男子」 社会主義的な活動禁止	
1919	大正8年	衆議院議員選挙法改正	「満25歳以上、直接国税3円以上を納める男子」	大正デモクラシー 婦人参政権運動
1925	大正14年	同（男子普通選挙制成立） 治安維持法の公布	「満25歳以上のすべての男子」	
1928	昭和3年	第16回衆議院議員総選挙	有権者が人口の20%を超える	軍部の台頭
1929	昭和4年	ニューヨークの株式大暴落	世界的経済恐慌	
1941	昭和16年	太平洋戦争勃発		
1942	昭和17年	第21回衆議院議員総選挙	軍部支持の翼賛政治体制協議会が推薦する候補者が議席の8割を占める	
1945	昭和20年	ポツダム宣言受諾 衆議院議員選挙法改正	女性の参政権を認め、満20歳以上のすべての国民が選挙権を有する「完全な普通選挙」が実現	完全普通選挙の実現
1946	昭和21年	日本国憲法の公布 貴族院の廃止		
1950	昭和25年	各選挙法をまとめた「公職選挙法」を公布		
1994	平成6年	公職選挙法改正	衆議院議員選挙に「小選挙区比例代表並立制」を採用（70年ぶりの大改正）	
1996	平成8年	公職選挙法改正後初の衆議院議員総選挙	過去最低の投票率（60.3%）	
1997	平成9年	公職選挙法改正	投票時間の延長等の投票環境向上策	
1998	平成10年	公職選挙法改正	在外選挙制度の創設（比例代表選挙のみ）	
2000	平成12年	公職選挙法改正	衆議院・参議院議員の定数削減	
2001	平成13年	電子投票特例法成立		
2003	平成15年	公職選挙法改正	期日前投票制度の創設、郵便投票対象者の拡大及び代理記載制度の創設	
2006	平成18年	公職選挙法改正	在外選挙の対象を選挙区選挙にも拡大。国外での不在者投票制度の創設	
2013	平成25年	公職選挙法改正	インターネット選挙運動解禁、成年被後見人の選挙権回復、衆議院議員の定数削減	
2015	平成27年	公職選挙法改正	参議院選挙区選出議員の定数削減	
2016	平成28年	公職選挙法改正	共通投票所制度の創設、海洋投票の対象拡大等の投票環境向上策、選挙権年齢が18歳以上に引き下げ	
2017	平成29年	公職選挙法改正	衆議院小選挙区の区割り改定、衆議院比例代表選出議員の定数削減	
2018	平成30年	公職選挙法改正	参議院議員の定数増加、参議院選挙区選出議員の選挙における政見放送について持込みビデオ方式導入	
2019	平成31年	公職選挙法改正	都道府県又は市の議会の議員の選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁	
2020	令和2年	公職選挙法改正	地方議会議員選挙の立候補届に係る見直し、町村長選挙及び町村議会議員選挙における選挙公営の拡大、町村議会議員選挙における選挙運動用ビラの頒布解禁、町村議会議員選挙における供託金制度導入	